

# 千葉市立海浜病院家族支援チーム要領

平成28年11月策定

平成29年7月改正

令和4年8月改正

令和4年9月改正

## 1 趣旨

この要領は、千葉市立海浜病院虐待対策委員会要綱第8条に規定する家族支援チームの組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

## 2 名称

家族支援チームの名称は、FAST (Family Support Team) とする。

## 3 任務

FASTは、周産期および新生児・乳幼児・児童の虐待と不適切な養育に関する予防、早期発見、初期対応に関して、事例の情報収集と評価を行い、規定の虐待フローに則り、虐待対策委員のもと、然るべき対策が実施されるように実務を行う。また虐待対策委員会が策定した対策等が院内で実行されるよう活動する。

## 4 権限及び責務

- (1) FASTは、必要な問診事項や身体所見の記録、及び検査があれば当該部署に指示・提案できる。
- (2) FASTは発生した事例の調査と評価を虐待対策委員会に報告する義務がある。
- (3) 虐待対策委員会の策定した対策が実行できるように院内に周知し、事例発生時には当該部署と協力し虐待対応の活動を行う。

## 5 業務

- (1) FASTは、次に掲げる業務を行う。
  - ア 周産期および新生児・乳幼児・児童の虐待と不適切な養育に関する対策の推進
    - (ア) すべてのスタッフがこれらの虐待を同じ目線で発見できる。
    - (イ) すべてのスタッフがこれらの虐待に対して同じ基準で行動し連携できる。
    - (ウ) チェック表作成と定期的な見直し
    - (エ) 家庭内の事故等、不適切な養育についても、行政機関と連携し対応する。
  - イ 事例の調査と評価
  - ウ 事例の調査と評価結果について虐待対策委員会へ報告する。
  - エ 虐待に関するコンサルテーション業務
  - オ 周産期および新生児の虐待、及び乳幼児・児童の虐待に関する職員研修立案

- カ 周産期および新生児の虐待、及び乳幼児・児童の虐待に対しての緊急対応
  - (ア) 緊急対策会議開催
  - (イ) その結果を虐待対策委員会に報告する
- キ 千葉県虐待対策研究会および、その地区部会に参加をして、地域の虐待と不適切な養育に対して、関係機関との連携、対応実務の向上、啓発を行っていく。
- ク 千葉市の要保護児童対策協議会の実務者会議に出席をして、地域の虐待と不適切な養育に対して、医療機関として、連携、アドバイスを行っていく。
- ケ 行政機関からの相談、対応業務を行っていく。
- コ 児童虐待と不適切な養育に対する支援体制を確保するための職員研修を年に2回以上、企画・実施を行う。
- サ 臓器移植において、18歳未満のドナー候補の被虐待が除外できるかを検討し、倫理委員会に報告する。

## 6 組織

FASTは、次の各号に定めるメンバーで組織する。

- (1) 副院長
- (2) 小児科医師
- (3) 新生児科医師
- (4) 産科医師
- (5) 地域連携副室長
- (6) MSW 又は PSW
- (7) 小児科看護師長
- (8) 新生児科看護師長
- (9) 産婦人科看護師長
- (10) 臨床心理士又は心理療法士
- (11) その他、虐待対策委員会委員長が必要と認めた者

## 7 リーダー及びサブリーダー

- (1) リーダーは、虐待対策委員会委員長が指名した者をもって充てる。
- (2) リーダーは、チームを代表する。
- (3) サブリーダーは、リーダーが指名した者をもって充てる。
- (4) ブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

## 8 ミーティング

- (1) FASTはミーティングを月1回開催する。
- (2) FASTは必要に応じてメンバーを招集し緊急ミーティングを開催できる。
- (3) 事実関係の把握のため、関係者の出席を求め、意見の聴取や資料の提出を求めることができる。

## 9 秘密の保持

メンバーは活動で知りえた事項を漏らしてはならない。

## 10 ミーティングの公開

ミーティング及び議事録は個人情報の取り扱いに注意を払いながら原則公開とする。  
個人情報に関しては非公開。

## 11 庶務

**FAST** の庶務は、地域連携室において処理する。

## 12 補則

この要領に定めるもののほか、**FAST** に運営に関し必要な事項は虐待対策委員長が定める。